

電力の卸供給の在り方について (主に卸供給の交渉体制について)

(趣旨)

今般、制度設計専門会合にて電力の卸供給の在り方について整理を行った内容を踏まえ、卸供給に関する諾否の判断や交渉窓口の在り方について、旧一般電気事業者に対して自主的な取組として要請することについてご審議いただきたい。

主なポイント

1. これまでの検討状況

平成 30 年 8 月の競争的な電力・ガス市場研究会中間論点整理において、旧一般電気事業者の卸供給に関して、新規参入者との卸供給に関する交渉を発電部門など新規参入者等との競争を排除する誘因を持たない者が行うことが望ましいとして、その在り方について検討を進めていくこととした。

その後、第 35 回(平成 30 年 12 月 17 日)および第 38 回(令和元年 5 月 31 日)の制度設計専門会合で、事務局による交渉実態等のヒアリング等を踏まえて、電力卸供給の在り方について卸供給の諾否に関する判断や卸供給の交渉体制に関する考え方の整理を行った。

2. 今後の対応について

今般、卸供給の考え方について、制度設計専門会合にて整理を行った内容を踏まえ、別紙(資料 3—1)の通り、電力・ガス取引監視等委員会として、旧一般電気事業者に対して自主的な取組として要請することとしたい。

(参考)電力の卸供給の在り方について(主に卸供給の交渉体制について)の概要

(卸供給の諾否に関する判断)

- 旧一般電気事業者による新電力との卸取引に関する諾否の判断については、各社が経済合理的に取り組むことが小売市場における公正な競争を促進する観点から望ましいこと(取引の拒絶について、一定の経済合理性がありうる場合や通常、経済合理性が認められない場合などを例示。)

(卸供給の交渉体制)

- 旧一般電気事業者が保有する電源についての卸供給交渉に関して、基本的には、当該旧一般電気事業者の各部門のうち、小売市場における競争排除のインセンティブを基本的には有さない部門、具体的には、発電部門など小売事業の利益増大を目的としない部門が行うことが望ましく、逆に、小売部門が行うこと

は、特段の事情がない限り、適切ではないこと。

- 旧一般電気事業者は、卸供給に関する交渉窓口を特定し、各社ホームページ上での公表その他の手段により、新電力が容易に交渉を申し込むことを可能とすることが望ましいこと。
- 例外的に小売部門が交渉窓口となる場合には、競争者たる新電力の調達原価や営業方針その他の競争に悪影響を与えうる情報を小売部門が把握することとなるため、当該情報については、営業秘密として管理し、必要最低限の範囲の社員のみアクセス権を付与し、守秘義務を課する等の手段により、適切な情報管理を行うことが望ましいこと。